商品概要説明書

カードローン (約定返済・三菱UFJニコス㈱保証)

(令和2年4月1日現在)

商品名	カードローン(約定返済・三菱UFJニ	ニコス(株)保証)	
ご利用いただける	○地区内に在住または在勤の方。		
	○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満の方。		
	○継続して安定した収入のある方。		
	○JA(他JAを含む。)との間でカードローン取引を行っていない方。		
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。		
~	○その他当JAが定める条件を満たしている方。		
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。		
契約金額	○10 万円以上 500 万円以内とし、10 万円単位とします。		
	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の定例返済日(休日の場合は		
	日)までとします。ただし、ご契約者	から解約の意思表示がな。	く、当JAがそ
契約期間	の信用状況について所定の点検を行っ	た結果、契約の更新に支障	章がないものと
	判断した場合は、さらに1年間延長す	るものとし、以後も同様。	としますが、満
	70歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。		
	○変動金利とします。		
	○お借入利率は、3月1日、6月1日、9	9月1日および12月1日(の基準金利 (当
	JA所定の短期プライムレート)によ	:り、年4回見直しを行い	、4月、7月、
	10月および1月の利息決算日(約定返済日)から適用利率を変更いたします。		
借入利率	ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更す		
	る場合があります。		
	○お借入利率には、年 2.3~4.7%の保証料を含みます。		
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ		
	ください。		
	○約定返済		
	毎月10日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、前月約定返済日現在		
	のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただ		
	きます。具体的なご返済額は次のとお	りです。	
	前月約定返済日現在の貸越残高	約定返済金額	
返済方法	1万円未満	前月約定返済日現在	
还 何万伝		のお借入残高	
	1万円以上50万円以下	1万円	
	50 万円超 100 万円以下	2万円	
	100 万円超 150 万円以下	3万円	
	150 万円超 200 万円以下	4万円	

			1
	250 万円超 300 万円以下	6万円	
	300 万円超 350 万円以下	7万円	
	350 万円超 400 万円以下	8万円	
	400 万円超 450 万円以下	9 万円	
	450 万円超 500 万円以下	10 万円	
			'
	○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時 ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済)い		
	ただきましても毎月のご返済(約定返	済) をされたことにはな	りませんので、
	次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。		
	○毎日の最終残高について付利単位を10		 ヒする日割計算
利息の計算方法	とします。		
担保	○不要です。		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			 証をご利用いた
保証人	だきますので、原則として保証人は不要です。		
	○ATM・CDをご利用いただく時間帯に	 こよって所定の手数料がな	 いかる場合がご
手数料	ざいます。		
	│ │○苦情処理措置		
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J		
	A本支店(所) または金融部(電話:0795-82-3594) にお申し出く		
	ださい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ		
	適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。		
	また、JAバンク相談所(電話番号:		9)でも、苦情
	等を受け付けております。		
	○紛争解決措置		
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できま		
 苦情処理措置およ	す。上記当JA金融部またはJAバン		
び紛争解決措置の	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)		
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会		
内容	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA		
	金融部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。)		
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士		
	会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客		
	様の意向に基づき、お客様のアクセン		
	ります。		
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等 により、共同して解決に当ります。		
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。		
なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものでは		ちのではありま	

	せん。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合	
	わせください。	
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の	
	審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合	
	もございますので、あらかじめご了承ください。	
	○印紙税が別途必要となります。	
	○その他ご不明の点がございましたら、当JAの融資窓口までお問い合わせくだ	
	さい。	

JA丹波ひかみ

商品概要説明書

カードローン (約定返済型・一般型A)

(令和3年5月17日現在)

	1
商品名	カードローン(約定返済型)
	○当JAの組合員の方。
	○ご契約時の年齢が当JAで定める以下の基準を満たしている方。
	【契約金額 20 万円の場合】満 18 歳以上満 70 歳未満である方。
	【契約金額 50万円の場合】満 20歳以上満 70歳未満である方。
	【契約金額 100 万円以上の場合】満 20 歳以上満 65 歳未満である方。
	○前年度税込年収が当JAで定める以下の基準を満たしている方。
	【契約金額 20 万円の場合】
	前年度税込年収が原則として 100 万円以上ある方(自営業者の方は前年度
	税込所得とします。)。
	【契約金額 50 万円の場合】
	前年度税込年収が原則として 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度
	税込所得とします。)。
	【契約金額 100 万円以上の場合】
	前年度税込年収が 300 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税込所得と
	します。)。
ご利用いただける方	○契約金額 50 万円以上の場合、勤続(または営業)年数が1年以上ある方。
	○契約金額 100 万円以上の場合,以下の基準を満たしている方。
	①当JAにおいて、以下のうち常時2種類以上の取引をしていただいてい
	る方。
	給与振込,財形貯蓄,公共料金等の口座振替,JAカード,定期貯金,
	定期積金,年金振込
	○自営業者の方は、以下の基準を満たしている方。
	①契約金額 50 万円以上の場合,原則として,当JAとの信用事業取引が3
	年以上あり、当JAが定める金額以上の定期貯金を常時保有されている
	こと。
	②契約金額 100 万円以上の場合, ご本人またはご家族の持ち家であること。
	○JA(他JAを含む)で既に本ローン取引, JAカードローン取引, JA
	ミニカードローン取引, JAワイドカードローン取引を利用されていない
	方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。ただし、農業資金および事業資金は
	対象外となります。

契約金額	○20 万円,50 万円,100 万円,150 万円,200 万円,300 万円のいずれかよりご選択いただけます。ただし,次の条件を満たしている方とします。 ①無担保のお借入総額(当JA内および他金融機関分)が前年度税込年収の範囲内であること。 ②当JAの定める基準により算出した年間元利金ご返済可能額が本ローンの年間返済額(契約金額の2%の12倍)以上であること。 ③本ローンを含むJAからの無担保借入金の合計額が当JAの定める範囲内であること。
契約期間	 ○ご契約日から2年後の応答日の属する月の定例返済日(休日の場合は翌営業日)までとします。ただし、期間満了の都度、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに2年間延長するものとし、以後も同様とします。 ○次の場合は契約の更新は行いません。 【契約金額50万円以下の場合】満70歳の誕生日以降の場合 【契約金額100万円以上の場合】満65歳の誕生日以降の場合
借入利率	○変動金利型 お借入後の利率は、基準日(5月1日および11月1日)の基準金利(当JA所定の短期プライムレート)により、年2回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 ○金利は店頭に掲示しております。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	 ○定例返済 毎月10日(休日の場合は翌営業日)にお取引用貯金口座から次のいずれか少ない金額を自動引落しさせていただきます。 ①前月の定例返済日のご利用残高の2%(1万円単位で1万円未満の端数は1万円に切り上げます。) ②定例返済日の前日のご利用残高 ○任意返済定例返済のほか、JAカードローンカードによるATM入金または当JA窓口でのご入金によりご返済いただけます。ただし、原則として随時ご返済いただけます。ただし、原則として随時ご返済いただいた場合であっても、定例返済されたことにはなりませんので、次回の定例返済時にお取引用貯金口座から定例返済額を自動引落しさせていただきます。 ○貸越金のお利息は、毎月10日(休日の場合は翌営業日)にお取引用貯金口座から貸越元金に組入れする方法により自動引落しさせていただきます。
利息の計算方法	○付利単位を100円とし、毎月10日(休日の場合は翌営業日)に当JA所定 の利率により毎日の貸越金の最終残高について1年を365日とする日割計

	算により行います。	
担保	○不要です。	
保証人	○当 J Aが指定する保証機関(兵庫県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、保証人は不要です。	
保証料	○後払方式 毎月10日(休日の場合は翌営業日)にお取引用貯金口座から貸越元金に組 入れする方法により、保証料を引落しさせていただきます。なお、保証料 率は年2.000%(准組合員の方で契約金額50万円の場合)です。	
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかることがあります。	
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0795-82-3594)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ②紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。)※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のご融資利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 	

JA丹波ひかみ